

第1章 計画の目的と内容

1 計画の概要

現在のごみ問題は、ごみによる環境への影響の懸念、ごみ処理費用の増加など深刻化しており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換が求められています。

循環型社会とは、ごみを減らして限りある資源を繰り返し利用していく社会のことです。「発生抑制」（リデュース）、「再使用」（リユース）、「再生利用」（リサイクル）の「3R」は重要なことです。ごみを出さないような工夫をすることで、ごみを減らし、豊かな自然環境を守っていくことが必要です。

橋本市（以下「本市」という。）では、「花と緑のリサイクル事業」などの様々な取り組みの実施により、ごみの減量やリサイクルを進めているところです。

このような状況から、本市では、長期的・総合的視点に立ち、更なるごみの減量化・再生利用及び適正処理を推進していきます。今後実施する各種施策並びに事業については、この「橋本市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、三者協働のもとに目的とする循環型社会の構築を目指します。



国城山から見た本市の風景

【出典】橋本市ホームページ

2 計画策定の目的と位置付け

「一般廃棄物処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定により義務づけられている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画です。また、この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

「一般廃棄物処理計画」は、長期的視野に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、この基本計画に基づき単年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）の 2 つを併せたものを指し、それぞれごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

本計画は一般廃棄物処理基本計画のごみ編であり、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年環境省）に準拠するものです。同指針では、一般廃棄物処理基本計画はおおむね 5 年ごとに「改定」するほか、計画策定の条件となる諸条件に大きな変動があった場合は「見直し」を行うことが適切であると示されています。

本市は、平成 18 年度にごみ処理基本計画を策定していますが、平成 21 年度における焼却処理及びリサイクル業務の橋本周辺広域市町村圏組合への移行によりごみ処理体制が大きく変更したため、平成 21 年度に見直しています。（平成 21 年度に策定したごみ処理基本計画を、以下「前基本計画」という。）

今回の本計画の策定は、平成 18 年度から 5 年を経過していることから、「改定」するものです。



[作] High Moon (京エコロジーセンター館長 高月 紘)

参考：法令に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項

○廃棄物処理法第6条第1項

市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない

○廃棄物処理法第6条第2項

- 1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

○廃棄物処理法第6条第3項

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて策定する基本構想との整合

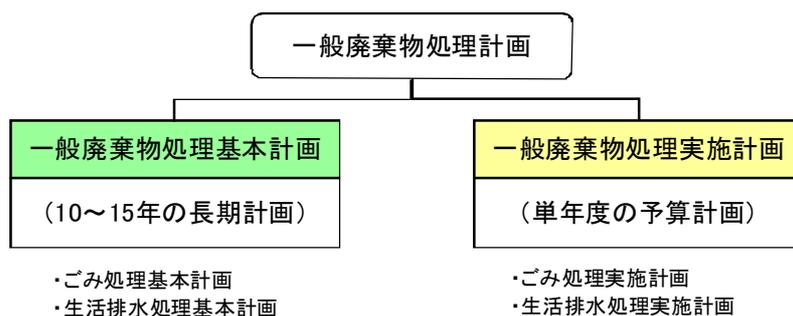
○廃棄物処理法第6条第4項

- ・ 関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和

○廃棄物処理法施行規則第1条の3

- ・ 目的に応じて以下の計画を定める

- 1) 基本事項を定める . . . 「一般廃棄物処理基本計画」
- 2) 実施のために必要な各年度の事業計画 . . . 「一般廃棄物処理実施計画」



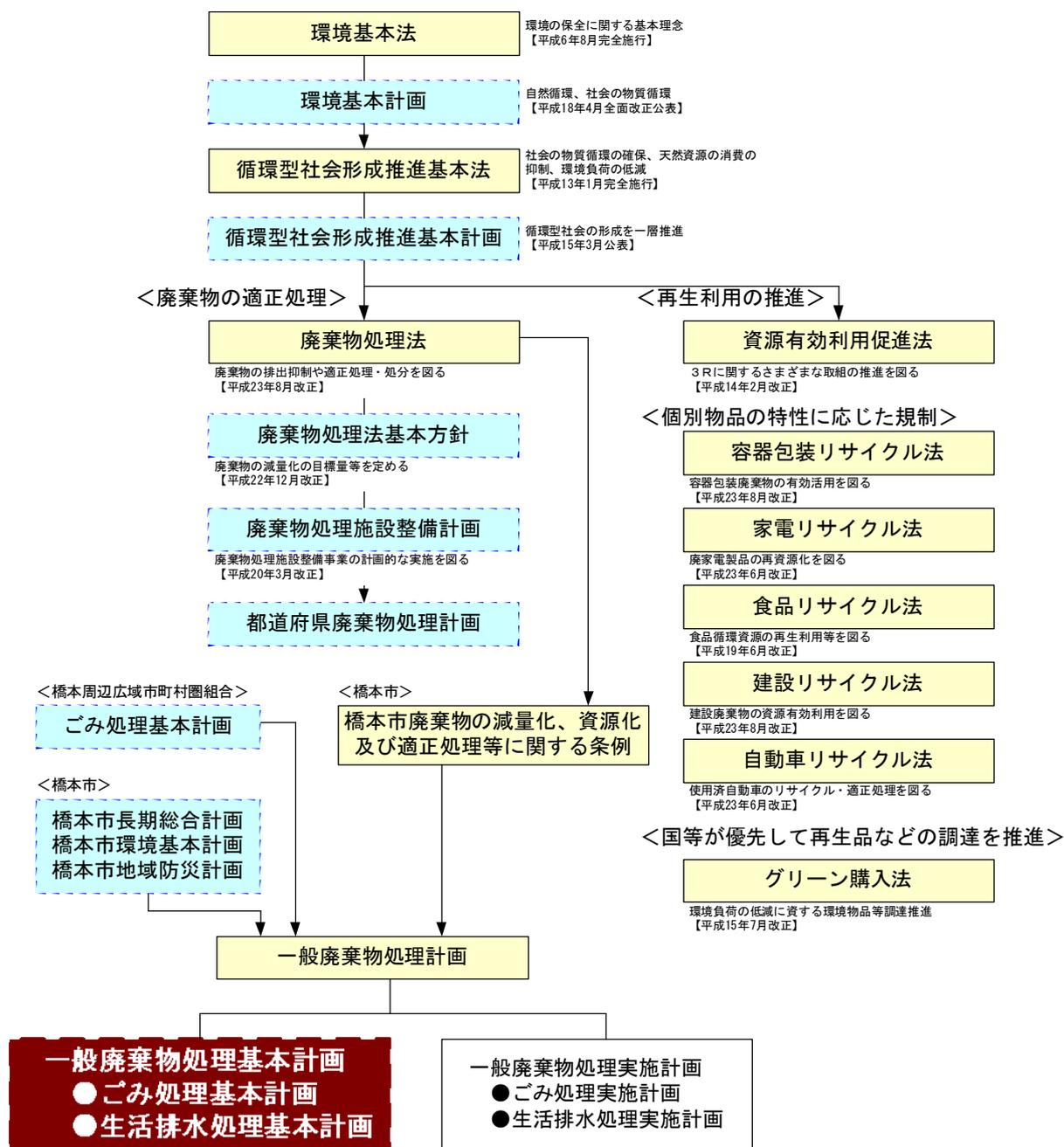


図 1.1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係

3 計画対象区域

計画対象区域は、本市全域とします。

4 計画目標年次

ごみ処理基本計画策定指針（環廃対発第 08619001 号、平成 20 年 6 月 19 日）によると、計画目標年次は原則として計画策定時より 10 年～15 年程度とされており、必要に応じて中間目標年次を定めることとされています。なお、社会情勢や法律などの改正、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

このようなことから、本計画の計画目標年次と計画期間を次のように定めま
す。計画目標年次では、本計画の改定を行うものとします。

ごみ処理基本計画の経緯として、旧橋本市と旧高野口町の合併に伴い平成 18
年 10 月に策定しました。その後、橋本周辺広域市町村圏組合の広域処理への移
行に伴い平成 21 年 7 月に見直しました。今回のごみ処理基本計画は、平成 18
年 10 月のごみ処理基本計画策定から 5 年を経過していますので、改定します。

計画目標年次	平成 28 年度
計画期間	平成 24 年度～平成 28 年度

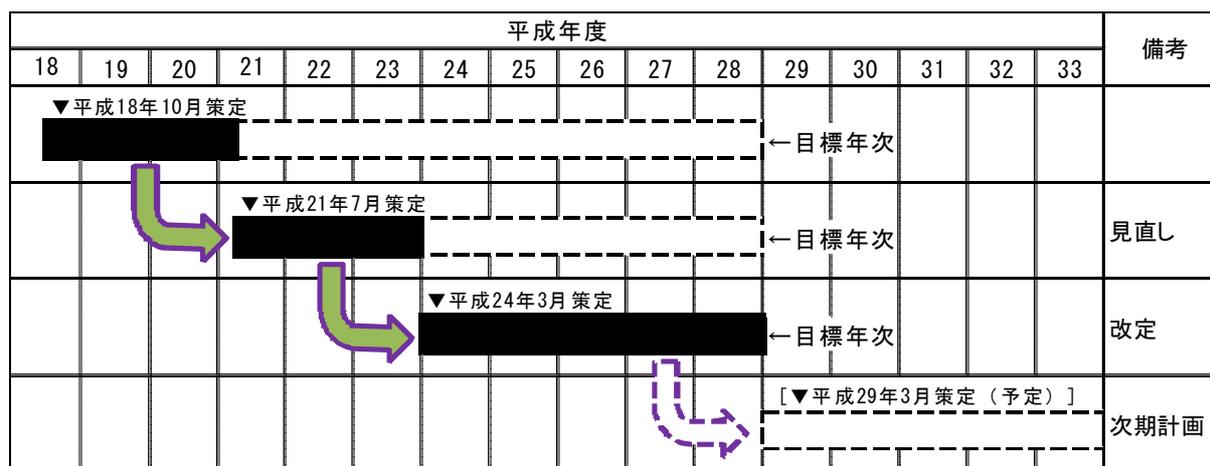


図 1.2 計画期間と計画目標年次

5 関連計画等の動向

1) 国の関連計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」（リデュース）→「再使用」（リユース）→「再生利用」（リサイクル）→「熱回収」→「適正処分」と定めています。

この法律を受け、循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物排出量は生活系ごみと事業系ごみに大別されることから、一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標として、①国民・事業者双方に係るもの、②国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するもの、③事業系ごみ全体の減量化に係るものの3つが設定されています。この指標を表 1.1 に示します。

表 1.1 一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標

項目	概要
策定年	・平成 20 年 3 月閣議決定
基準年	・基準年：平成 12 年度
目標年	・目標年：平成 27 年度
目標値	・平成 27 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量を、現状（平成 12 年度）に対し 10%削減する。 ・平成 27 年度の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量を、現状（平成 12 年度）に対し 20%削減する。ただし、資源ごみ・集団回収を除く。 ・平成 27 年度の事業系ごみ排出量を、現状（平成 12 年度）に対し 20%削減する。

[出典] 「循環型社会形成推進基本計画」（平成 20 年 3 月）

(2) 廃棄物処理法基本方針（平成 22 年 12 月）

廃棄物処理法基本方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表 1.2 に示す 3 つが設定されています。

表 1.2 一般廃棄物の減量化に関する取り組み指標

項目	概要
策定年	・平成 13 年 5 月（改正：平成 22 年 12 月）
基準年	・平成 19 年度
目標年	・平成 27 年度
目標値	・排出量：現状（平成 19 年度）に対し、平成 27 年度の排出量を約 5%削減する。 ・再生利用率：25% ・最終処分量：現状（平成 19 年度）の約 22%削減する。

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

[出典] 廃棄物処理法基本方針（平成 22 年 12 月）

(3) 廃棄物処理施設整備計画（平成 20 年 3 月）

廃棄物処理法を受けて、国からの廃棄物処理施設整備計画では、ごみの適正な循環的利用を推進するため、リサイクル施設の整備を進めることやごみの直接埋立を原則として廃止するよう努めることなどを示し、関係する目標値としては表 1.3 に示す 3 つが設定されています。

表 1.3 廃棄物処理施設整備計画における目標値

項目	概要
策定年	・平成 20 年 3 月閣議決定
基準年	・平成 19 年度（見込み）
目標年	・平成 24 年度
目標値	・排出量：現状（平成 19 年度見込み）のごみ排出量（約 5,200 万 t）を、平成 24 年度に約 5,000 万 t（約 3.8%減）まで削減する。 ・リサイクル率：現状（平成 19 年度見込み）のリサイクル率（20%）を、平成 24 年度に 25%まで向上させる。 ・ごみ減量処理率：概ね 100%とする。

※「排出量」：計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

[出典] 「廃棄物処理施設整備計画」（平成 20 年 3 月）

2) 和歌山県の関連計画

(1) 和歌山県ごみ処理広域化計画（平成 16 年 7 月）

和歌山県では、平成 9 年 1 月に国が策定したダイオキシン類新ガイドラインに従い、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の抑制のため、県内市町村が互いに連携・協力することにより、広域的な観点からごみ処理体制を構築していくための指針として、「和歌山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

この中で、本市は、かつらぎ町、九度山町、高野町とともに「橋本広域ブロック」に属しています。橋本広域ブロックでは、広域的な可燃ごみ処理施設が整備され、平成 21 年 8 月から稼働開始されました。また、本市の最終処分場については当面継続使用するものとし、大阪湾フェニックスへの搬入も継続するものとされています。

(2) 和歌山県廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）

環境大臣の定める基本方針をもとに、上乘せ目標値として表 1.4 に示す 3 つが設定されています。

表 1.4 和歌山県廃棄物処理計画における目標値

項目	概要
策定年	・平成 19 年 3 月
基準年	・平成 17 年度
目標年	・平成 22 年度
目標値	・排出量：現状（平成 17 年度）に対し、平成 22 年度の排出量を約 1%削減する。 ・再生利用率：26% ・最終処分量：現状（平成 17 年度）の 43%減量化する。

[出典] 「和歌山県廃棄物処理計画」（平成 19 年 3 月）

3) 橋本周辺広域市町村圏組合の関連計画

(1) ごみ処理基本計画（平成 18 年 3 月）

橋本周辺広域市町村圏組合のごみ処理基本計画における努力目標としては、表 1.5 に示す 3 つが設定されています。

**表 1.5 橋本周辺広域市町村圏組合の
ごみ処理基本計画における努力目標値**

項 目	概 要
策定年	・平成 18 年 3 月
基準年	・平成 16 年度
目標年	・平成 28 年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量 : 現状（平成 16 年度）に対し、平成 28 年度の排出量を 6.3%削減する。 ・再生利用率 : 27.8% ・最終処分量 : 現状（平成 16 年度）の約 63%削減する。

[出典] 「橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理基本計画」（平成 18 年 3 月）

(2) 橋本・伊都地域循環型社会形成推進地域計画（平成 18 年 5 月）

本市、かつらぎ町、九度山町、高野町及び橋本周辺広域市町村圏組合は、連名により循環型社会形成推進地域計画を環境省に提出しており、表 1.6 に示す 3 施設の整備について環境省の交付金の内示を得ています。

表 1.6 整備する処理施設

整備施設	主体	処理能力	事業期間（予定）
リサイクルセンター	橋本周辺広域市町村圏組合	46t/日	H18～H20
熱回収施設	橋本周辺広域市町村圏組合	101t/日	H18～H20
建設用地造成※	橋本周辺広域市町村圏組合	約 4.6ha	H18
最終処分場	高野町	10,000m ³	H20～H23

※リサイクルセンターおよび熱回収施設用である。

[出典] 「橋本・伊都地域 循環型社会形成推進地域計画」（平成 23 年 3 月）

4) 本市の関連計画と関係条例等

(1) 橋本市長期総合計画（平成20年3月）

橋本市長期総合計画は、基本方針のひとつとして「循環型社会の形成」があり、ごみの減量化やリサイクルの推進とともに環境教育や美化活動を促進すること、広域行政のもと効率的な廃棄物処理に努めること、最終処分場の新たな整備に努めることが示されています。具体的な計画を表1.7に示します。

表 1.7 橋本市長期総合計画（抜粋）

第3章 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

第1節 循環型社会を形成する

2. 環境衛生

減量化、再使用、再生利用の推進

- 使い捨て容器の使用削減、過剰包装の防止、買い物袋の持参などの取り組みや、家庭・事業所・行政での紙類やビン類等の再使用を促進します。
- 容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、家電リサイクル法等に基づき、リサイクルを推進する家電業者・小売業者・消費者にそれぞれの役割を周知します。
- 資源循環型の社会形成に向けた意識の醸成を図るため、学校教育・社会教育での環境学習の推進、環境ボランティア活動等を促進します。
- まち全体で3R（Reduce:減量化、Reuse:再使用、Recycle:再生利用）運動を展開するため、ごみに関する広報活動や市民との協働による啓発活動の充実に努めます。
- ごみの減量化や再生利用を図るため、生ごみ処理機器購入に対する助成を行うとともに、生ごみ処理機器を活用し、家庭から出される生ごみを花や野菜の栽培に堆肥として再生利用する花と緑のリサイクル事業を推進します。

適切な処理の推進

- 広域ごみ処理施設建設に伴い、効率的な収集体制や適正な料金体系に見直します。
- 広域行政における一般廃棄物処理施設を核として、ごみの分別やリサイクルを推進するなど、ごみの排出抑制と効率的な廃棄物処理に努めます。
- 新たな広域ごみ処理施設の建設に伴う現処理施設撤去後の跡地については、地元住民との合意形成を図りながら、その利活用について検討します。
- 現在の一般廃棄物最終処分場は容量の限界に近づいていることから、新たな処分場の整備に努めます。

[出典] 「橋本市長期総合計画」（平成20年3月）

(2) 橋本市環境基本計画（平成 20 年 3 月）

橋本市環境基本計画は、長期総合計画に沿って、「一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進」及び「一般廃棄物の適正な処理の推進」が示されています。具体的な計画を表 1.8 に示します。

表 1.8 橋本市環境基本計画（抜粋）

<p>第 3 章 環境課題と橋本市が目指すべき方向性</p> <p>3-1 橋本市における環境の課題</p> <p>2. 生活環境に関わる課題</p> <p><u>廃棄物の適正処理</u></p> <p>橋本市においては、「もったいない」と「ごみの 3 R」を推進する循環型社会のまちを目指し、ごみの排出抑制や資源のリサイクルに努めています。今後、よりいっそうの循環型社会を目指して、引き続き市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進していくことが必要です。</p> <p>第 4 章 橋本市の環境目標</p> <p>4-1 目指すべき環境像</p> <p>「紀の川」と共に歩む 環境創造都市「はしもと」 ～自然・文化と生活環境が調和する快適な環境の創造を目指して～</p> <p>4-2 基本目標</p> <p><u>環境にやさしい省資源・循環型のまちづくり</u></p> <p>橋本市においては、ごみの分別収集や資源リサイクルなど適正な廃棄物処理を積極的に推進し、それに伴う様々な環境悪化の防止に努めてきました。 今後も消費型社会から、よりいっそうの循環型社会への転換を目指して、引き続き、環境にやさしいまちづくりを進めて行くことが求められています。 そのため、ごみを減らす（Reduce）、物は再使用する（Reuse）、ごみの再資源化（Recycle）などの 3 R への取り組みのほか、エネルギーの効率的使用による省資源化など、市民・事業者・行政が協働して取り組みを展開していくものとします。</p> <p>第 5 章 リーディング・プロジェクト</p> <p>5-1 「地球環境保全推進」プロジェクト</p> <p>2. 環境配慮型の生活を送ろう</p> <p>＜環境保全行動への参加促進と連携づくり＞</p> <ul style="list-style-type: none">・市民や事業者などに対し、環境美化活動やリサイクル活動など地域の環境保全活動への積極的な参加を促進します。・環境保全に関わる市民団体やボランティアサークルなどの活動の支援策について検討します。・環境学習や環境関連イベントの開催の充実を図ります。 <p>3. 一人ひとりが取り組もう</p> <p>＜市民の行動＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみを出さない工夫をしましょう・買い物は、買い物袋を持参しましょう・リサイクル活動や資源回収事業に協力しましょう <p>＜事業者の行動＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみを出さない工夫をしましょう・消費者に買い物袋や容器を持参するように働きかけましょう・エコ商品やリサイクル商品、リサイクル可能な商品を利用しましょう <p>第 6 章 基本計画</p> <p>6-4 環境にやさしい省資源・循環型のまちづくり</p> <p><u>一般廃棄物の減量化、再使用、再生利用の推進</u></p> <p><u>一般廃棄物の適正な処理の推進</u></p> <p>（橋本市長期総合計画と同じ）</p>
--

〔出典〕「橋本市環境基本計画」（平成 20 年 3 月）

(3) 橋本市地域防災計画（平成19年6月）

橋本市地域防災計画は、ごみ処理に関する部分において災害時においても日常的に発生する「日常型廃棄物」と倒壊家屋等の残存物等の「非日常型廃棄物」の処理について方針が示されています。具体的な計画を表1.9に示します。

表 1.9 橋本市地域防災計画（抜粋）

<p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">○災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、多量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。○被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県が社団法人和歌山県産業廃棄物協会と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しているので、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。 <p>2. 被害情報の収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none">○市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。 <p>3. 一次保管場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○非常時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物は、できる限り分別して積み置きすることとする。 <p>4. 日常型廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。 <p>5. 非日常型廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none">○推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無等についても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

[出典] 「橋本市地域防災計画」（平成19年6月）

(4) 関係条例等一覧

本市が定めるごみに関する条例、要綱、規程を表 1.10 に示します。

表 1.10 ごみの関係条例等一覧

- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ◇橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則
- ◇橋本市指定ごみ袋等取扱いに関する要綱
- ◇橋本市指定袋等価交換事務取扱要綱
- ◇橋本市産業廃棄物（繊維くず）指定袋取扱いに関する要綱
- ◇橋本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会要綱
- ◇橋本市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則
- ◇橋本市廃棄物減量等推進員に関する要綱
- ◇橋本市環境美化センター設置及び管理条例
- ◇橋本市資源ごみ集団回収助成金交付要綱
- ◇橋本市高野口クリーンセンター跡地利用計画検討委員会要綱
- ◇橋本市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱
- ◇橋本市ごみ収集ボックス設置補助金交付要綱
- ◇橋本市ごみゼロ活動事業補助金交付要綱
- ◇橋本市事業系一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可基準要綱
- ◇橋本市事業系一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者選定審査委員会要綱
- ◇橋本市生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金交付要綱
- ◇橋本市花と緑のリサイクル事業補助金交付要綱

[出典] 橋本市例規集より（平成 23 年 11 月現在）